

2017 年度 労働者福祉に関する政策制度要請

1. 秋田県労働福祉協議会及び労働福祉事業団体の周知

秋田県労働福祉協議会は構成団体の相互協力・利用促進や福祉活動に関する協議、検討を行いながら「連帯・協同でつくる安心・共生の福祉社会」をめざし、幅広い立場・観点から政策提言要請や関連する運動を展開して来ました。

労働者福祉の向上・前進に向け、秋田県労働福祉協議会及び構成団体である労働・福祉事業団体（東北労働金庫秋田県本部、全労済秋田県本部、一般財団法人秋田県労働会館、連合秋田）に対して引き続きご支援頂くとともに、各団体の育成・発展に向けご協力頂く事をお願い致します。また県民に対して各団体の事業内容や制度の宣伝・周知を要請します。

2. 大規模災害等の被災者支援策

・避難者、被災者への生活支援

様々な災害によって、県内各地へ避難している方々に対する支援策を一層強化するとともに、県として以下の取り組みを要請します。

- ① 県内への避難者を含め、地域ごとに被災者の生活、住居、就労、医療・福祉等に関するきめ細かな情報提供や総合相談の体制を整備すること。
- ② 経済的な理由で被災者子弟の就学の機会が奪われることがないように、学費・入学金・給食費等の減免や、無償給付型や地域特別枠を含む公的奨学金制度の拡充をはかること。

3. 格差・貧困社会の是正、ナショナルミニマムの保障、セーフティネット強化など

（1）生活困窮者自立支援制度の充実と就労支援に向けた体制強化

「生活困窮者自立支援制度」の本格実施を受け、実効性のある制度とするため、県として地域住民の生活実態に照らして対応すべき以下の課題について、早期に検討・実施するとともに、指導性を発揮されますよう要請します。

- ① 生活困窮者の生活・就労を包括的・伴走的に相談・支援する制度を確立し、実施体制を構築すること。
- ② 生活困窮者や複合的な課題を抱えた人たちに対して「社会とのつながりの再構築」をめざすという基本的視点や、「包括的かつ個別的な支援」「早期からの継続的支援」といった本来の趣旨・理念の徹底をはかること。
- ③ 福祉分野にとどまらず、部局横断的、総合的に取り組む体制や官民協働の幅広いネットワークを構築すること。特に労働相談や就労支援に関しては、労働行政や労働組合が積極的に参画できる体制にすること。
- ④ 就労支援を促進するため、支援員の確保や体制の強化をはかるとともに、福祉部局と雇用部局との連携や、就労の受け皿となる協同組合、NPO、企業への支援を進めること。
- ⑤ 相談・就労支援に従事する人材の養成を計画的に進めるとともに、継続的な雇用と処遇の改善をはかること。また、支援員の人材養成においては労働相

談にも対応できるような研修も組み込むこと。

- ⑥ 生活保護が必要な方は生活保護制度につなぐべきであり、福祉事務所においても相談者を遠ざける恣意的な運用とならないよう指導を徹底すること。
- ⑦ 支援対象者は、経済的困窮者に限定せず、アウトリーチも含め可能な限り社会的孤立への対応をはかること。
- ⑧ 生活状態が逼迫している相談者に対する食料・住居等に関する緊急支援にワンストップで対応し早期に問題改善できるよう、縦割りになっている各種支援制度の集約再編などの改善を進めること。
- ⑨ 自立支援相談事業などの必須事業に限らず、就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談事業、就労訓練事業等の任意事業に関しても国庫負担率を上げることを国へ働きかけ、必須事業とするよう制度充実を図ること。

(2) ナショナルミニマムの確保と生活の底上げ

- ① 生活保護制度の生活扶助基準に準拠する、自治体が実施する諸制度について、住民生活への影響を最小限にとどめるため、従前と同水準の支援を堅持する等の措置を講ずること。また県は関係市町村へ同趣旨の協力要請を行うこと。
- ② 社会問題になりつつある高齢低所得単身女性の課題に対し、地域の実態調査と施策立案など体系的な施策を検討・実施すること。

(3) 住まいの権利の保障、住宅セーフティネットの制度化

- ① 「居住の権利」を基本的人権と位置づけ、公営住宅の確保や民間賃貸住宅の借り上げなどによって、生活困窮者へ向けた住宅現物給付の仕組みを確保すること。
- ② 地域における「居住支援協議会」の設立ならびに取組の促進をはかること。

(4) 経済的理由で夢を断念させない ～ 教育・人材育成での機会均等

大学生の2人に1人が“奨学金”を利用しており、卒業後は数百万円にも及ぶ返済に苦しみ社会問題となっています。背景には高騰を続ける大学授業料や、経済の悪化によって雇用形態が大きく変化したことが挙げられます。家庭収入が減少するなど親の経済力も低下し、奨学金に頼らなければ大学へも進学出来ない状況です。

政府は2017年度から先行実施される、新たな給付型奨学金制度内容の予算案を閣議決定しましたが、給付対象となる人員は1学年2万人とういわずかな規模であり、さらなる拡充等の見直しが求められます。また「秋田県まち・ひと・しごと創生総合戦略」で若者の定住策として掲げられている奨学金返還額に対する助成制度も検討されていますが、県内企業への就職や助成者数も限定的と考えます。

このままでは、貧困の連鎖や、中間層の結婚、出産・子育てにも影響を及ぼすことになり、本県の課題である少子化・人口減を更に加速させる事になります。

県として以下の内容について取り組む事を要請します。

- ① 経済的理由によって就学が困難な者の就学へ向けた相談、および、奨学金制度の利用・返還に関する相談などの、相談窓口の整備・拡充を図ること。

また、奨学金利用・返還に関する指導・説明等の中で奨学金利用希望者に将来の返済計画も含めた丁寧な説明を実施するよう、各市町村教育委員会、高校を指導すること。

- ② 県は国に対し、現行の日本学生支援機構の奨学金制度の改善、ならびに、国による給付型奨学金制度の拡充を働きかけること。
- ③ 県は国の奨学金制度を補う観点から、自治体独自の給付型奨学金制度や有利子の奨学金についての利子補給等の制度を創設(充実・改善)し推進すること。

(5) 「孤立」から「支え合い」の社会へ

- ① 総合自殺対策大綱に掲げられた地方自治体の役割である、地域における各主体の緊密な連携・協働に努めるとともに、自殺対策推進体制（自殺対策推進本部、自殺対策連絡協議会等）の整備・充実を図ること。また、自死やメンタルヘルス問題への偏見を取り除くべく啓発・教育活動に取り組むこと。
- ② 地域における餓死・孤立死等の発生防止に向け、適切な相談機関につなげることができるよう、行政、支援団体、専門家、電気・ガス・水道等のライフライン関係者等による幅広い連携・協力体制を構築すること。

4. 暮らしの総合支援（ライフサポート）事業運営への理解と協力

秋田県労働福祉協議会が労働福祉事業団体をはじめ弁護士会、司法書士会、NPO等との連携のもと、「暮らしなんでも相談」として開設した「ライフサポートセンターあきた」は、秋田県労働会館へ事業移管されましたが、2016年12月で開設から丸8年が経過しました。相談件数は年度によってばらつきはありますが、年間200～300件程の受付となっており、現在の累積件数は2,300件を超えています。

相談内容は心の悩み、法律・税制、生活・福祉、金融・多重債務、労働問題、各種トラブルなど複雑多岐に渡っています。少しでも多くの相談へ対応する為に、専門の相談アドバイザーを配置し、相談の内容によっては弁護士・司法書士・労働福祉事業団体・各種相談窓口と連携を図りながら、解決に向けて日々活動しています。

2016年度の相談実施状況については、別資料を参照願います。

(1) 「ライフサポートセンターあきた」への協力要請

労働福祉事業団体をはじめ、多くの関連団体のご理解、ご協力のもとに開設した「ライフサポートセンターあきた」は、生活・福祉をメインとした相談の窓口として重要な役割を担う立場となっている。現在は秋田市を中心拠点として全ての相談を受付けているが、今後は全県各地への拡大対応を推進するために、広告宣伝や対応人員配置等が必要となる。県から多方面での協力を検討頂きたい。

(2) ふきのとうホットラインの相互連携

秋田県が2003年(平成15年)に心のセーフティーネットとして始めた「ふきのとうホットライン」の相談窓口一覧に「ライフサポートセンターあきた」も掲載させて頂き、このネットワークを使って他団体から相談を取り次ぐ、または紹介するケースも多くあります。各相談機関との情報交換や相互連携の場として

研修会などの開催を検討頂きたい。

5. 消費者行政の充実強化

(1) 地方消費者行政の充実・強化

消費者行政予算の確保、地方の消費者行政に携わる人材の支援・育成、消費者相談体制の維持・強化と消費生活相談員の雇い止め問題への対策の実施、行政処分の執行体制の強化など、地方消費者行政の充実・強化をはかること。

(2) 消費者教育の推進に対する支援

消費者教育推進法で地方自治体の努力義務とされている「消費者教育地域推進協議会」の設置について、労働者福祉関係者等を含む多様なステークホルダーの参画のもと設置し、実効性ある推進計画を策定すること。

(3) 特殊詐欺や悪徳商法の撲滅

県内では高齢者を対象とした特殊詐欺や悪徳商法によって高額な金額で被害を受ける事件が発生している。「消費者教育推進法」に伴って2015年3月策定された「消費者教育推進計画」に基づいた消費者教育を推進するとともに、警察機関や消費生活センター等と連携して詐欺等被害に巻き込まれることが無きよう、県民に対して情報提供、きめ細やかな教育を展開すること。

6. 中小企業勤労者の福祉格差の是正

県は中小企業勤労者の福祉格差の是正に向けて、中小企業勤労者福祉サービスセンターが魅力あるサービスを提供し、自立と再生を果たすよう、県としての積極的な役割を発揮し、関係市町村やサービスセンターへの支援・指導を強化するとともに、未設置エリアの解消に努めること。

7. チャリティゴルフ大会への協力

秋田県労働福祉協議会が主催する「東日本震災復興支援チャリティゴルフ大会」は今年で29回目を迎え、県内各地から136名の参加を得て成功裏に開催されました。この大会は、健康で活動できることに感謝するとともに、社会の不条理に遭遇された方々へささやかな激励の意を込めて開催しております。参加者や協賛団体から寄せられた多くのご厚意を、県内の福祉団体・福祉施設、また東日本大震災の被災地へ寄贈し開催の目的を果たす予定です。来年度以降についてもこの趣旨をご理解いただき、協賛広告や役職員の参加等で協力頂く事を要請します。

8. メーデー協賛金への協力

秋田県内のメーデーに対して、引き続き運動へのご理解と協賛金の維持を要請します。

以 上